

プロジェクト研究規程

(プロジェクト研究の目的と条件)

第1条 日本外科系連合学会(以下、本学会)は、外科に関する研究を推進する上で、学術的に意義があり、その成果を本学会会員が幅広く共有できるプロジェクト研究への助成を行い、医道の昂揚ならびに医学・医術の振興を図り、もって社会の福祉と医療に貢献することを目指すものである。なお、本プロジェクト研究は多機関共同研究および幅広いチーム医療に関する研究を原則とする。

(プロジェクト研究の申請)

第2条 プロジェクト研究の申請者は、1)プロジェクト研究名、2)研究期間、3)予定される研究経費概要、4)研究組織(共同研究者氏名等)、研究内容(目的、方法、予測される結果、波及効果の見通し等)、5)起こり得る倫理的問題の有無、等を所定の申請書類に記入し本学会事務局に提出する。申請期間は毎年9月1日から10月末日とする。

(研究課題の承認と通知)

第3条 本学会事務局は、提出のあった申請書類をプロジェクト研究委員会に送付し、審査を付託する。なお、プロジェクト研究の審査においては、申請のあった研究領域専門の本学会理事を2名以上含めることとする。プロジェクト研究委員会は、申請書の内容を審議し、採用が妥当な場合は、理事会に付議し承認を得る。12月末には結果が通知される。

申請者は、採択決定後、倫理申請に関しては研究代表施設での申請・承認を行い、参加施設での倫理に関しても対象施設にて申請・承認を行う。

(プロジェクト研究の構成員)

第4条 プロジェクト研究の共同研究者は、本学会会員を基本とし、申請者は本学会会員でなくてはならない。

(学会からの援助)

第5条 新規プロジェクト研究として理事会で採用承認を得た研究課題について、本学会事務局は提出された研究経費概要に基づき研究費を助成する。助成金は、総額100万円、年間1～2件とし(50～100万/件となります)、研究助成費総額を理事会承認後、当年の4月初旬にプロジェクト研究の申請者が指定する口座宛てに送金する。学会より助成が可能な研究経費には会合費、通信費、データ解析費等が含まれる。なお個人的な備品等は認められない。また研究助成費の名目上、個人口座への送金を行わない。振込先は申請者の所

属研究機関等の口座を指定すること。最終的な経費の執行については、収支報告書に見積書・請求書・領収書の証拠書類を添付しプロジェクト研究最終年度の2月末までに本学会事務局を経て理事会に提出する。最終報告で経費執行の内容が申請時と著しく異なっていたり、助成額に大きく達していない場合は、助成費の返還を求める場合がある。

(活動の経過と成果の報告)

第6条 プロジェクト研究の申請者はプロジェクト研究の理事会承認後、原則3年以内に本学会学術集会で活動経過と、研究が終了した時点でその成果を発表することを必須とする。なお、全期間における成果を論文として本学会機関誌または英文誌に報告するものとする。また、著者は、申請者を第一著者とし、第二著者以降は登録症例数の多い順番に氏名を記載することとする。最終報告終了までは、申請者は発表実績や論文の提出状況について、毎年2月末日までに年次報告を行うこと。

(審査員利害関係の排除)

第7条 上記第3条に記されたプロジェクト研究の審査員が、プロジェクト研究課題の申請者と同じ研究機関・部局に所属する場合、および申請のあったプロジェクト研究課題の共同研究者である場合には、その審査を辞退しなければならない。

(規程変更)

第8条 本規程は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則 この規程は、令和7年5月21日から施行する。